

**大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の
一部を改正する条例案**

本案を別紙のとおり提出する。

令和2年11月27日

大阪市会議長 ホンダ リ エ 様

提 出 者

高 山 美 佳	藤 田 あきら	竹 下 隆
杉 山 幹 人	岡 崎 太	丹 野 壮 治
佐々木 り え	上 田 智 隆	杉 村 幸太郎
西 徳 人	杉 田 忠 裕	山 田 正 和
西 崎 照 明		

(別 紙)

大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の
一部を改正する条例

大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年大阪市条例第32号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 3 令和2年12月に支給する期末手当に関する第5条第2項の規定の適用については、同項中「100分の205」とあるのは「100分の195」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

期末手当の支給割合の特例措置を講ずるため、条例の一部を改正する必要がある
ので、この案を提出する。

(参 照)

(太字は改正)

大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（抄）

附 則

1 - 2 省 略

- 3 令和2年12月に支給する期末手当に関する第5条第2項の規定の適用について
は、同項中「100分の205」とあるのは「100分の195」とする。